

令和7年度 魚沼漁協 管内各地区 河川放流案内図

【裏面参照】

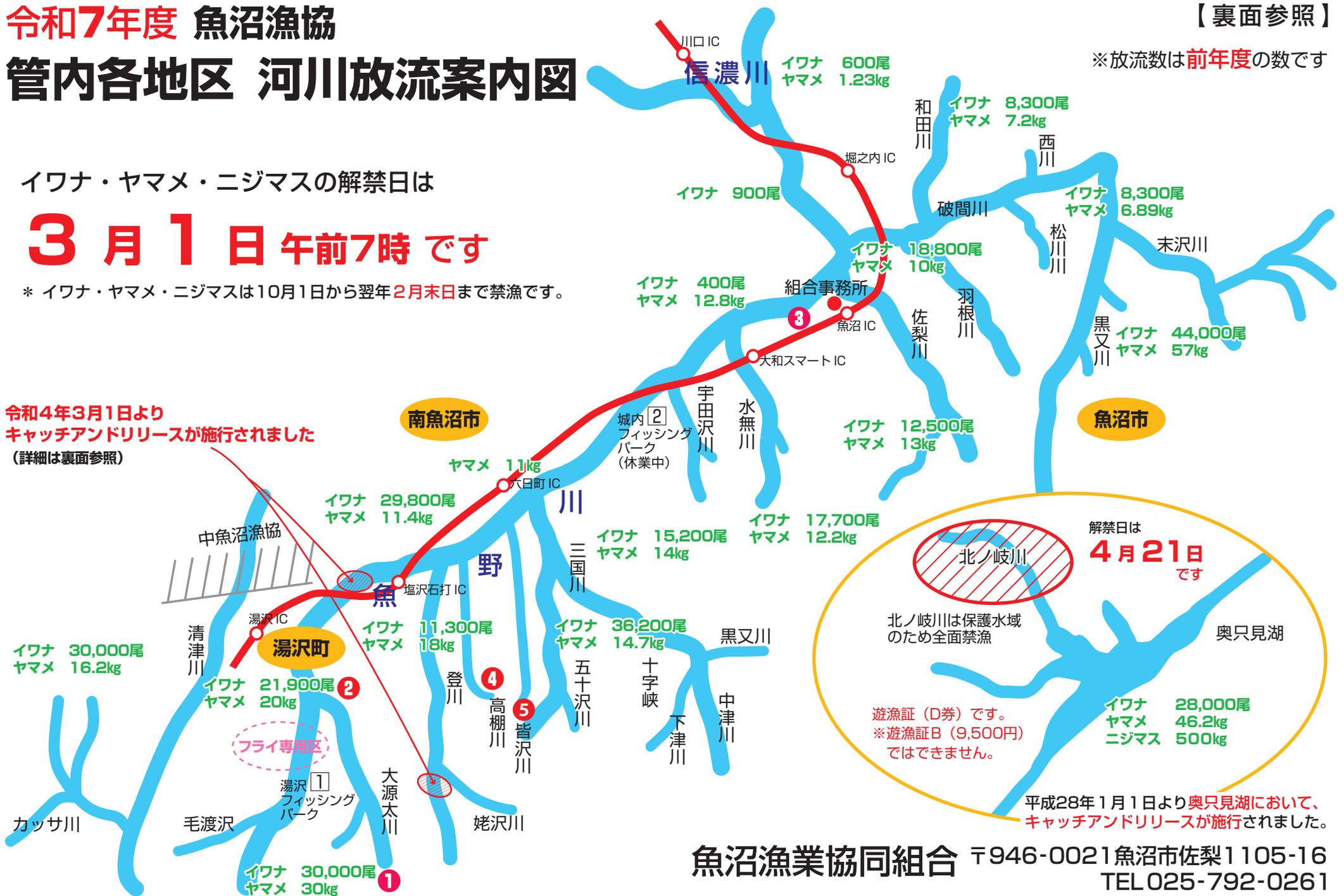
※放流数は前年度の数です

イワナ・ヤマメ・ニジマスの解禁日は

3月1日 午前7時 です

* イワナ・ヤマメ・ニジマスは10月1日から翌年2月末日まで禁漁です。

令和4年3月1日より
キャッチアンドリリースが施行されました
(詳細は裏面参照)



北ノ岐川
解禁日は **4月21日** です
北ノ岐川は保護水域のため全面禁漁
遊漁証(D券)です。
※遊漁証B(9,500円)ではできません。
平成28年1月1日より奥只見湖において、
キャッチアンドリリースが施行されました。

魚沼漁業協同組合 〒946-0021 魚沼市佐梨1105-16
TEL 025-792-0261

昨年度のヤマメは成魚放流です。この他にイワナ成魚10,000尾を放流しています。

禁漁期間と大きさ制限（禁漁は当日の午前0時、解禁は翌日の午前7時）

稚魚や幼魚など小さな魚は捕ってはいけません。誤って捕った場合は、その場に放流しましょう。

魚種	禁漁期間	禁漁サイズ	漁具・漁法	付記
イワナ・ヤマメ・ニジマス	10月1日～2月末日	全長15cm以下	竿釣	奥只見湖・只見川は10月1日～4月20日
コイ	6月10日～6月20日	全長15cm以下		
フナ	6月10日～6月20日	全長7cm以下		
ウグイ	5月11日～5月20日	全長7cm以下		
ウナギ	10月1日～12月31日	全長25cm以下		
カジカ	4月10日～4月20日	全長6cm以下	竿釣、ヤス、 たも網、従手採捕	

サケ、サクラマス、ヤマメ、ニジマス、イワナ及びカジカの産卵した卵をとることは禁じられています。

キャッチアンドリリース区間の設置

次の表のア欄の魚種については、イ欄の区域でウ欄の期間において、採捕した魚の所持又は販売をしてはならず、その場で速やかに再放流してください。

ア 魚種	イ 区域	ウ 期間
イワナ ヤマメ ニジマス	内共第10号第五種共同漁業権区域内にある次の区域。 ①南魚沼市石打地内魚野川に架かる市道橋五十嵐橋上流端から上流1,600メートルの区域 ②南魚沼市長崎地内魚野川支流登川に架かる県道橋沢口橋上流端から上流蟹沢（砂防）堰堤までの区域	3月1日から 9月30日まで

*全面禁漁（裏面地図の番号参照）

- ① 大源太湖堰堤上流端から上流100mの区間を平成30年6月1日から令和10年5月31日までの間、全面禁漁とする。
- ② 魚野川と大源太川の合流点から上流の魚野川及びその支川、大源太川を10月1日から翌年2月末日までの間、全面禁漁とする。
但し、毛渡沢第3、第4ダム及び大源太湖堰堤上流端から上流100mの区間以外の、大源太湖を除く。
- ③ 伊勢島地区の鮭一括採捕場ウライ設置点より上流100m及び下流150mの区間を、ウライ設置の日（9月下旬頃）より撤去の日（10月末頃）まで全面禁漁とする。
- ④ 魚野川支流高棚川を、令和6年3月1日から令和10年2月末日までの間、全面禁漁とする。
- ⑤ 魚野川支流皆沢川を、令和7年3月1日から令和10年2月末日までの間、全面禁漁とする。

*漁業の一部制限（地図参照）

- 湯沢町地内魚野川の神立堰取り入口から上流湯沢フィッシングパークまでの間をフライ専用区として6月1日から7月31日までフライつり以外の漁法を禁止する。

- ① 湯沢フィッシングパーク
- ② 城内フィッシングパーク（休業中）

